

別紙

「旅行エージェント招請事業」業務委託仕様書

1 事業の目的

旅行エージェントに震災・原発事故を経験した福島県ならではの学びの旅「ホープツーリズム」を認知してもらい、次年度上半期以降の旅行商品造成を促すため、旅行エージェントを対象とした現地視察を実施するとともに、コンテンツの磨き上げを行う。

2 業務名

旅行エージェント招請事業

3 委託業務内容

(1) 業務内容

以下の条件により、旅行エージェント招請（現地視察）を実施すること。

ア ホープツーリズムに関連するコンテンツを軸に、1泊2日のコースを1本設定すること。

なお、視察コースについては公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下、「協会」という。）と協議の上で最終決定すること。

イ 協会等の関係機関と連携してコースを設定すること。

ウ 移動は貸切バス（ガイド不要）とし、バスの仕様等を明記すること。

エ 本事業参加に要する被招請者の旅費及び各コース視察先での入場料、飲食代等は委託料から支出すること。

オ 催行人数は20名とし、首都圏や近隣県を中心に被招請者を募集すること。

なお、被招請者は、教育旅行担当者を中心とすること。

カ 上記オを達成するため、効果的かつ実効性のある被招請者の募集方法を自由に提案すること。

キ アンケートを実施（行程全般や各訪問施設等に係る評価、旅行商品造成の見込みに係る効果測定等の調査）し、その集計及び分析作業を行うこと。なお、アンケート内容も提案すること。

ク 添乗員を1名以上確保すること。

ケ アンケート結果をふまえた上で実績報告書を作成し、提出期限までに提出すること。

(2) 実施日

令和2年3月5日（木）～3月6日（金）

4 委託期間

委託契約締結日から令和2年3月19日（木）まで

5 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和2年3月19日（木）
- (2) 提出部数：紙媒体 4部

6 提出書類

受託者は、受託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届
 - イ 統括責任者通知書
 - ウ その他、協会が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 完了届
 - イ その他、協会が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者及び受託者が協議のうえ、定めることとする。
- (2) 但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

以 上